

# 平成20年度事業計画

日本赤十字社

## 目 次

	ページ
第 1 社会情勢と日本赤十字社の取り組み	1
第 2 事業計画の基本方針	1
第 3 事業計画	3
1 国際活動の充実	3
2 災害救護体制の充実強化	1 0
3 社員制度の再構築	1 4
4 地区・分区における赤十字事業の活性化	1 6
5 救急法等講習普及事業の強化	1 6
6 赤十字ボランティア活動の活性化	1 8
7 青少年赤十字の拡充	1 9
8 地域ニーズに即した福祉事業の推進	2 0
9 社会福祉施設における質の高いサービスの提供	2 1
1 0 選ばれる病院を目指す赤十字医療施設の運営	2 2
1 1 質の高い赤十字看護師の養成・確保	2 4
1 2 安全な血液事業の推進	2 5
1 3 広報体制の充実	2 8
1 4 人材の育成	2 9
第 4 施設設備整備計画	3 0
1 新規整備事業	3 0
2 継続整備事業	3 1

## 第1 社会情勢と日本赤十字社の取り組み

世界では、民族や宗教の対立によるテロ・紛争が絶えず、又、地震や地球温暖化による異常気象などの原因で豪雨・洪水、干ばつなどの自然災害が多発しており、赤十字の人道的な活動への期待が増大している。

一方、地球上では未だなお多くの人々が極貧の中で、十分な食糧、医療が受けられず、非衛生的な環境下にある。エイズなどの感染症も拡大する傾向にあり、教育を受ける権利も享受できない状況にある。このため、海外での赤十字の救援活動を強化して行くことが求められている。

また、災害多発国である我国においては、とりわけ東海地震等予測される大規模広域災害への対応をはじめ、急速に進む少子高齢社会に対応した事業の推進が喫緊の課題となっている。

今日、社会情勢が急激に変化する中で、日本赤十字社の使命・役割を再確認し、それぞれの事業においてニーズを的確に捉え、事業目標を明確に定めて、横断的かつ計画的に事業に取り組むことが従前にも増して強く求められている。

現在進められている公益法人制度の改革及び公益法人会計基準の改正においても、日本赤十字社が特定公益増進法人として、より公益性の高い法人に認定され、税の優遇措置等の特典を享受していることを認識し、今後、公益法人制度改革の趣旨を積極的に捉えた取り組みが必要とされる。

## 第2 事業計画の基本方針

### 1 日本赤十字社の使命に基づく事業の実施

日本赤十字社の果たすべき使命・役割を再確認し、社会のニーズを的確に捉えた事業の実施が肝要であり、このため、インナーキャンペーンである『もっとクロス！計画』を積極的に展開する。

### 2 総合力を活かした事業の実施

事業の実施にあたっては、全社的、横断的な取り組みにより、本社、支部、病院、血液センター、社会福祉施設等が有する機能を最大限に活用できるよう連携し、日本赤十字社としての総合力の発揮に努める。このため、施設間をコンピューターネットワークで結ぶほか、事業・経営情報等の迅速かつ的確な収集・分析システムを構築し、諸機能の集約化、共同購入システムの積極的な導入、資金の管理・運用など計画的、効率的な事業運営を促進する。

### 3 全社的広報活動の推進

現在取り組んでいるインナーキャンペーンの『もっとクロス！計画』を通じて、全社的、総合的な広報活動を積極的に推進するとともに、広報的な視点に立って事業を実施する。このため、職員の広報マインドを向上させるなど広報体制の充実強化に取り組む。

### 4 事業の透明性の確保と説明責任の履行

日本赤十字社は、社員の参加、ボランティアの協力、国民の支援を得て事業を実施しており、事業の適正な執行は不可欠である。このため、個人情報の保護、情報公開への取り組み、監査体制の強化を通じて、赤十字の実施する事業の透明性の確保と説明責任を履行する。

### 5 事業の安全な実施と危機管理体制の強化

受益者の安全と安心を最優先とした事業の実施に努めるとともに、事故の発生を予防するための積極的な取り組みを奨励し、併せて内部管理体制を強化する。事故の発生に際しては、迅速な報告と社会通念に合致した適正な対処が行われるよう体制を整えるとともに、事故の発生防止を図るなど危機管理体制を強化する。

### 6 個人、法人等に対する赤十字事業参加への働きかけ

個人、法人等に対して社資への協力を得るほか、社会貢献のための様々なプログラムを提示し、個人、法人による赤十字事業への積極的な参加、主体的な取り組みを促進する。

### 7 事業の環境に配慮した実施

事業の実施にあたっては環境に配慮した省エネ、資源の有効な活用に努める。

### 第3 事業計画

#### 1 国際活動の充実

##### (1) 紛争、自然災害等の被災者に対する救援の強化

###### ア 緊急災害対応体制の確立

世界の紛争、大規模災害に迅速かつ円滑な活動を行う緊急対応能力を高めるため、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）やERU（緊急対応ユニット）保有赤十字社と連携し、緊急災害対応体制を確立させる。

【犠牲者（死者）が多い災害（平成13年以降）】

	国・地域	災害	発生年	死者数	日赤職員派遣数
1	インド洋沿岸(スマトラ島)	地震・津波	2004	226,408人	95
2	パキスタン	地震	2005	74,647人	55
3	ヨーロッパ	熱波	2003	70,000人	-
4	イラン	地震	2003	26,796人	56
5	インド	地震	2001	20,005人	41

###### イ 国際赤十字の緊急救援要請への対応

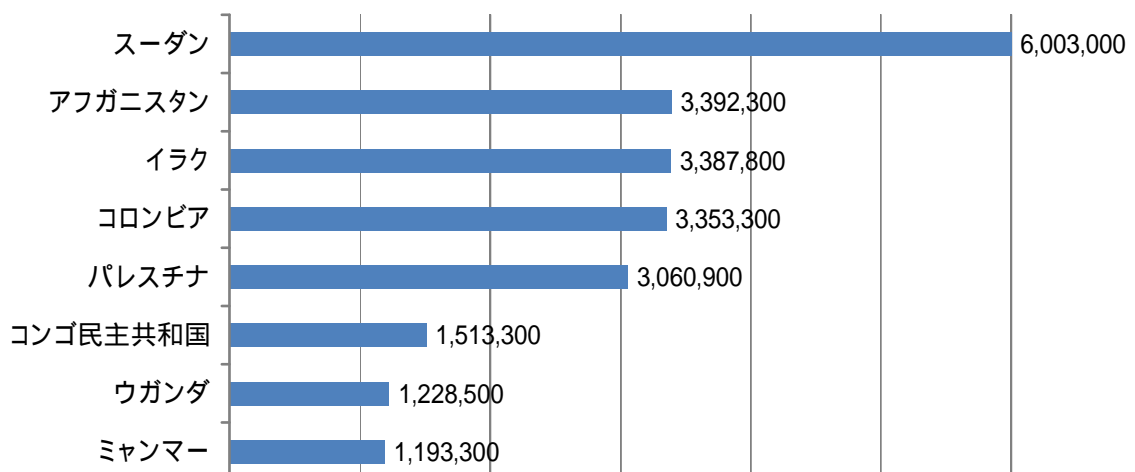
世界の紛争、災害に際し、連盟、ICRCが発出する緊急救援要請全てに資金拠出の形で対応する。また、中・大規模災害については、資金拠出のみならず物資援助や、救援スタッフの派遣等人的貢献を積極的に行うなど、より目に見える救援活動を行っていく。

###### ウ 紛争犠牲者救援

紛争が続くスーダンをはじめ、人道支援を必要としている紛争地域において、現地のニーズに迅速に対応した保健医療等の救援活動を展開する。国際医療救援拠点病院を中心に経験のある保健医療職員等を派遣する。

【出身国別難民・国内避難民数上位8カ国（平成18年）】

単位：人



難民・国内避難民は全世界で約3,500万人、内100万人を超えるのは上記8カ国。紛争が続くスーダンは、世界の難民・国内避難民の17%を占める。

## エ タンザニアにおけるコンゴ・ブルンジ難民救援

タンザニアにおいて、コンゴ民主共和国及びブルンジからの難民に保健医療支援を実施する。タンザニア赤十字社が実施する難民キャンプ事業へ資金援助を行うとともに、日本から看護師や助産師を派遣し、難民キャンプ内の医療施設の整備及び医療スタッフの質的向上を目指す。

【医療スタッフを指導する日本赤十字社の看護師（タンザニア）】



### (2)大規模災害の復興支援

スマトラ島沖地震・津波災害（平成16年12月）、パキスタン北部地震災害（平成17年10月）、ジャワ島中部地震災害（平成18年5月）の被災地において、被災地域住民の命と健康を守り、将来の災害の予防のため復興支援活動を実施する。

## ア スマトラ島沖地震・津波災害被災者復興支援

5カ年支援計画の4年目として、支援総額105億8,700万円のうち、5億7,000万円をもってインドネシア、スリランカを中心とする地震・津波被災地での復興支援を継続実施する。（インドネシアで11事業、スリランカで14事業）

これまでの支援で被災家屋や施設の復旧が概ね完了したことを踏まえ、被災地域住民の生活状況の改善と当該国赤十字社の活動強化に取り組むとともに、復興支援の効果が持続的なものとなるよう活動を実施していく。

## イ パキスタン北部地震災害被災者復興支援

発災から3年目を迎え、連盟、ICRCに拠出した8億2,400万円の内、給水・衛生施設や被災中学校、灌漑施設の建設・再建等を継続実施する。

給水施設やトイレ・排水処理システムを建設するとともに、衛生教育を実施する。また、被災した中学校の再建や被災コミュニティの生活再建支援（職業訓練や農業支援）を行う。将来の災害に備えて、パキスタン赤新月社の災害対応能力を向上させるため救援物資保管用倉庫や、支部建物を建設する。

【衛生教育に関するワークショップ（パキスタン）】



## ウ ジャワ島中部地震災害被災者復興支援

3カ年支援計画の最終年として、支援総額23億9,000万円のうち、5億9,400万円をもって、被災者の生活基盤と全半壊した公共施設の再建を図るとともに、身障者等の社会的弱者の自立を支援する。

障害児特殊学校の衛生施設や身障者玩具製造作業所の再建を行うほか、インドネシア赤十字社の災害対応能力強化のため、被災した支部建物の再建、救援物資の備蓄を支援する。また、地域保健センターへの医療資機材の供与、呼吸器疾患専門病院の入院病棟建設、雨水貯水槽の設置を通じて、被災地域住民の生活の質の向上を目指す。

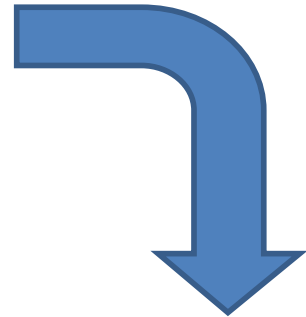
【国際活動の流れ：スマトラ島沖地震・津波災害被災地の事例】

日本赤十字社は緊急救援から、復興支援、さらには長期的な人道ニーズへの取り組みまで幅広い分野で活動を行っている。

将来の災害に  
備えて



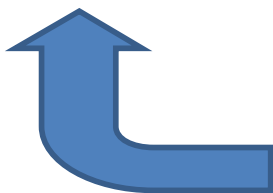
災害発生



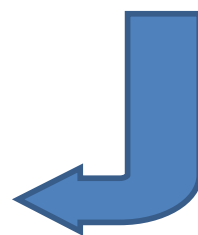
長期的な人道ニーズへの取り組み  
(防災教育)



緊急救援



復興支援  
(住宅再建)



### (3) 長期的人道ニーズへの取り組み

#### ア ケニアにおける保健衛生事業

ケニアは、都市部を中心とした経済発展にもかかわらず、全国レベルでは5歳未満児死亡率が増加傾向にあり、妊産婦死亡率もアフリカ全体の平均値より高い。度重なる干ばつによる食料危機と脆弱な公衆衛生システムによって、児童や妊婦などの健康に大きな影響が出ている。ケニア赤十字社に協力して、地域保健師及びボランティアを軸とした住民ネットワークを強化し、人々の保健医療サービスへのアクセスを向上させることを目的とした保健衛生事業を実施する。

5カ年計画(平成19年11月～平成24年12月)の第1事業年度として、事業の効果を測るための前提となる基礎調査及び、地域保健師やボランティアを通じた地域保健教育を実施し、健康促進を図るほか、事業対象地域内にある25の保健医療施設に無線網を設置し、搬送システムの強化を支援する。

【幼い兄弟の世話をする子どもたち  
(ケニア・イシオロ県)】



#### イ ベトナムにおける災害対策事業

毎年台風が多く襲来するベトナム北部において、マングローブを植林することにより、沿岸地域の堤防を保護し、暴風雨や台風に対する被害を軽減させる。またマングローブに集まる魚介類、竹の子の採取によって地域住民の経済基盤の強化を図る。このため、約500ヘクタールにマングローブを植林するほか、約14,000本の竹の植林を行う。

#### ウ HIV・エイズ対策

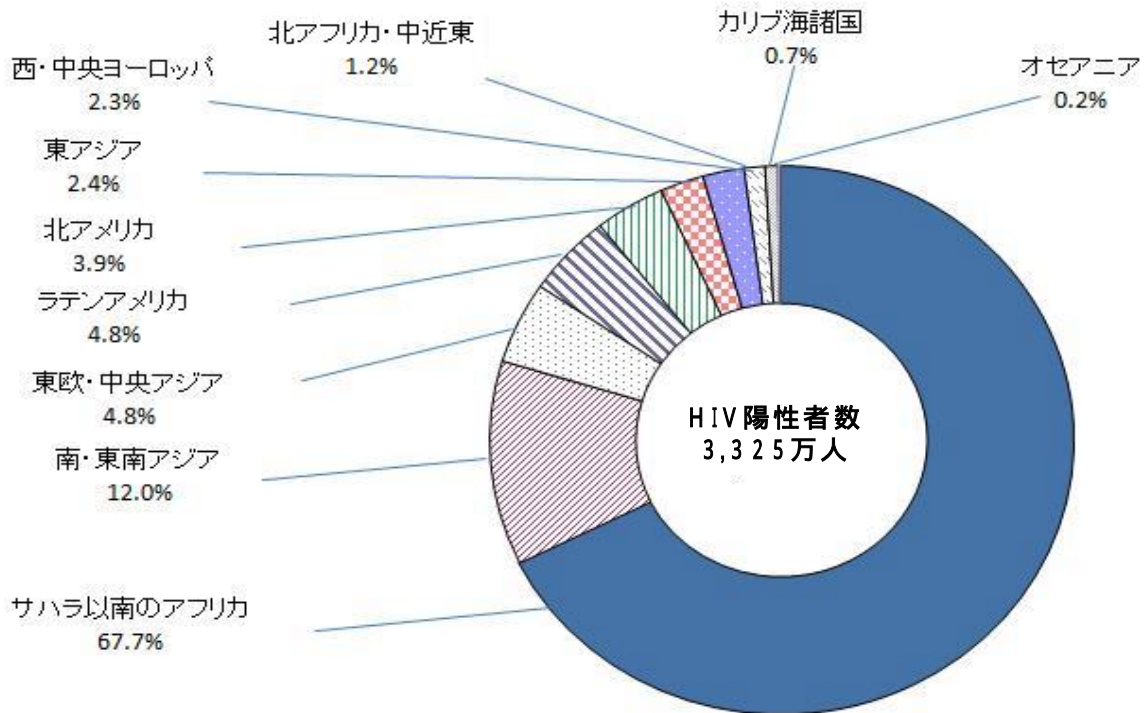
世界のHIV陽性者・エイズ患者のうち60%以上が集中する南部アフリカ地域の中でも特に深刻な状況のジンバブエにおいて、平成15年度からジンバブエ赤十字社に協力してHIV・エイズ対策事業に取り組んでいる。経済的に貧しい人々の間でのHIV陽性率の抑制とエイズ患者の社会的・経済的・心理的な負担を軽減することを目的として、青少年を対象にした予防教育や、HIV陽性者・エイズ患者とその家族のための訪問看護、エイズ孤児への支援を行う。

【サッカー選手が同世代の若者にHIV・エイズ  
予防のための情報冊子を配布(ジンバブエ)】



一方、アジア地域においても、特にH I Vの感染拡大が懸念されるインドネシア・北スマトラ州で、インドネシア赤十字社に協力して、青少年や感染リスクの高い人々への予防教育、陽性者との協働、差別・偏見の軽減など、予防に力を入れた活動を実施する。

【H I V陽性者の地域別割合(平成18年)】



## エ 昭憲皇太后基金への資金拠出

昭憲皇太后基金は、明治45年(1912年)第9回赤十字国際会議の際に皇后陛下が赤十字の平時事業を奨励するために国際赤十字に10万円を寄付されたことにより創設された。平成18年12月31日現在、基金の総額は13,898,956スイスフラン(約13億4,800万円)となっている。これまでに開発途上国の赤十字・赤新月社に対して、総額11,499,076スイスフラン(11億1,540万円)が配分されている。同基金の増額を図るために平成15年度から毎年500万円の資金拠出を行ってきている。

## (4) 国際活動実施体制の充実・人材確保

### ア 国際医療救援拠点病院の活用

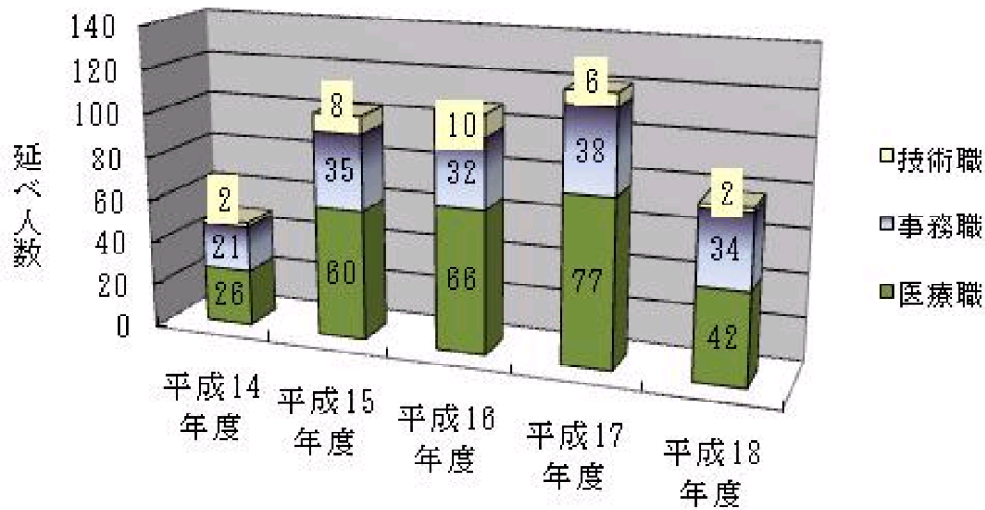
全国5カ所の国際医療救援拠点病院を中心にして、日本赤十字社の医療施設が有する、国際活動に従事する人材の確保・育成、経験や知識の蓄積を図る。

### イ 人材育成体制の拡充

各種研修会や海外の事業現場への派遣を通じて、国際活動で活躍できる職員を養成するとともに、研修体系の評価・検討を行う。

【年度別派遣職員数 平成14年度～18年度（述べ人数）】

単位:人

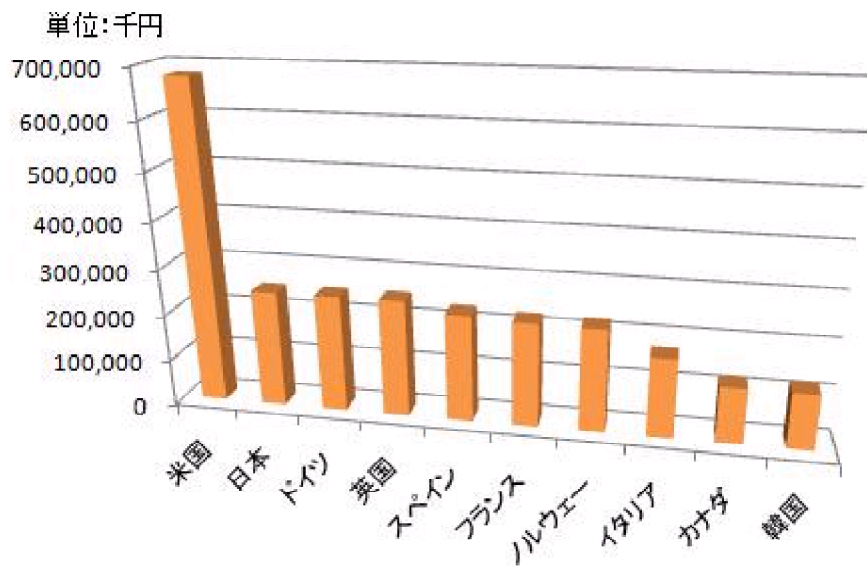


(5) 国際赤十字への貢献

ア 分担金等拠出

紛争、災害時の救援活動をはじめ、健康増進や防災活動への協力等、各国赤十字社の活動基盤を支える国際赤十字機関本部管理経費への資金拠出として、ICRCに対し任意拠出金7,700万円、連盟に対し分担金2億5,000万円(加盟社分担総額の7%相当)の拠出を行う。

【連盟分担金額上位10カ国(平成20年)】



連盟分担金比率は、各国政府の国連分担負担金比率及び各国赤十字社の財政状況を勘案し、2005年の第15回連盟総会によって決定された。日本赤十字社の連盟分担金比率は7%で、米国の19%に次いでドイツ、英国と並び全加盟社中2番目となっている。

## イ 国際赤十字の政策論議への貢献

連盟理事会や支援社会議等に参加し、国際赤十字の政策や方針、事業運営について提言を行い、活動の円滑な推進を図る。日本赤十字社は、アジア・太平洋地域を代表する連盟副会長社として、地域内の各社間の調整的役割を担う。

### (6) 人道問題に対する国民の関心喚起

イベントや広報媒体を通じて、紛争や災害によって苦しむ人々の現状、赤十字の救援活動や国際人道法の普及などの取り組みを広く伝え、赤十字に対する理解・協力を求めていく。

「NHK海外たすけあい」キャンペーンの一環として実施する「赤十字シンポジウム」のほか、国際協力団体が集う広報イベント等にも積極的に参加する。

【グローバル・フェスタ(10月に都内で行われる国際協力イベント)への出展】



### (7) 安否調査

国際赤十字の家族の絆の回復(安否調査)戦略を踏まえながら、紛争や災害等によって離散した家族の再会を促進し、彼らの苦痛を軽減させるとともに、国民保護法で規定された緊急事態をはじめ災害時における外国人の安否調査体制を整備する。

このため、ICRCの協力を得ながら、日本赤十字社の体制整備を進める。

### (8) 在サハリン「韓国人」支援事業

日本国政府の委託を受け、大韓民国赤十字社に協力して第二次世界大戦後サハリンに残留した韓国人の大韓民国への一時帰国及び永住帰国並びに永住帰国者のサハリン再訪問の支援、安山市永住施設におけるカウンセリング等を行う。

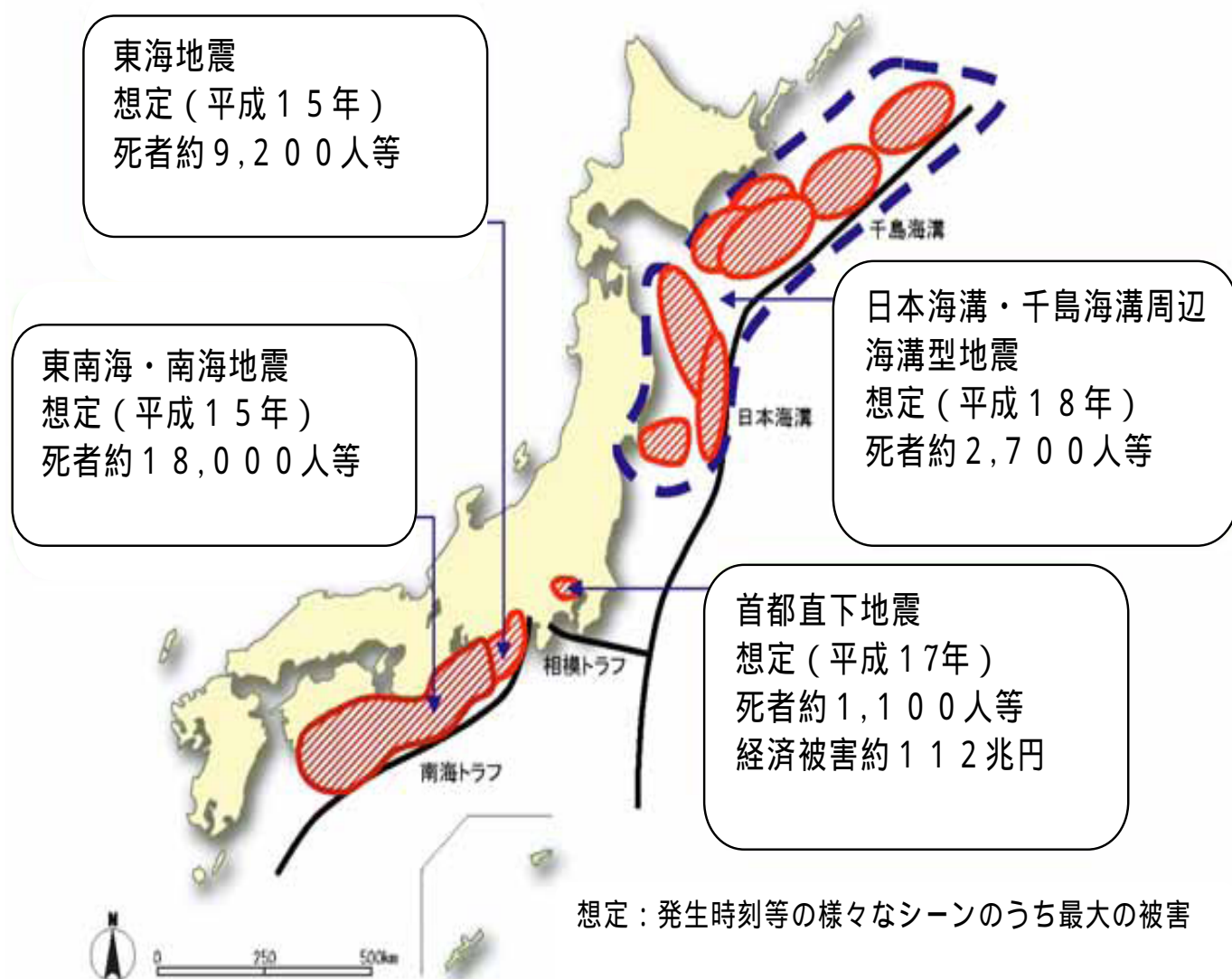
## 2 災害救護体制の充実強化

東海地震をはじめとする大規模地震災害時に迅速かつ適切な医療救護活動や被災者の支援等が実施できるよう人材育成や実践的訓練を実施するとともに、救護資機材の整備を進める。さらに、防災ボランティアの活動や関係機関との連携を強化し、災害対応能力の向上を図る。

### (1) 大規模地震災害対策

いつ発生してもおかしくないと言われる東海地震や想定される被害が大きい首都直下地震等の大規模地震災害対策については、中央防災会議等における検討結果を基に日本赤十字社が総力を挙げて取り組まなければならない。特に東海地震については、警戒宣言から発災後の全国的な救護活動までの確に実施していくため、大規模な図上訓練等により、救護計画を検証し、対策の充実を図っていく必要がある。また、マグニチュード7規模といわれる首都直下地震に対しては、都市機能がマヒした際の本社機能の確保対策を強化することとしている。

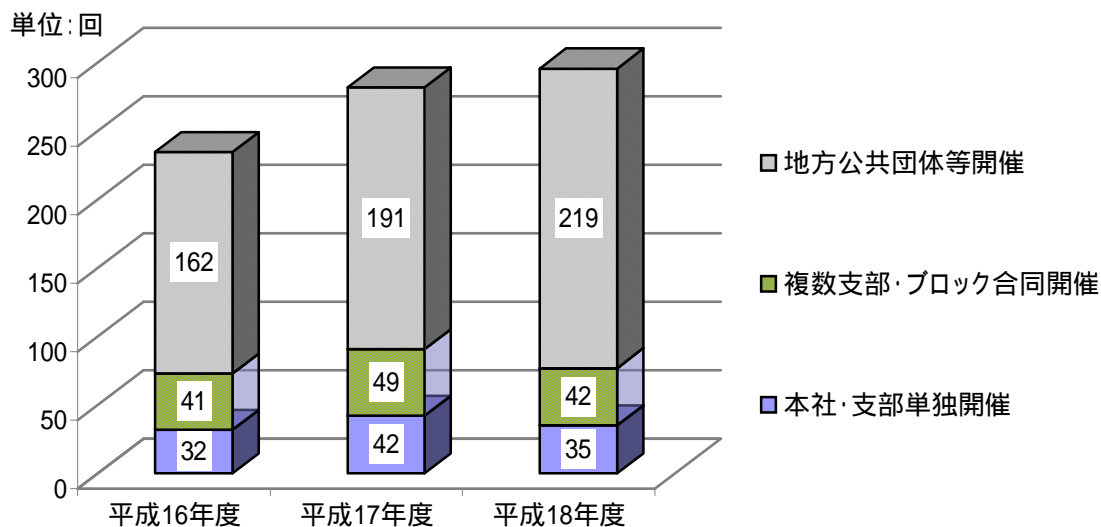
【想定される大規模地震の被害と国の対策（「平成18年防災白書」）】



## ア 救護訓練の実施

大規模地震災害の発生時には、防災関係機関、防災ボランティア等と緊密な連携のもと、情報の収集・伝達体制の確立、医療、こころのケア、救援物資の配付等の災害救護活動を迅速かつ適切に実施する必要があり、d E R U（緊急対応仮設診療所）の展開をはじめとして広域的な相互支援を念頭に入れた実践的な救護訓練を実施していく。

【過去3カ年における救護訓練の実施状況】



## イ d E R Uの整備

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震災害の発生に備え、災害発生直後の応急医療並びに避難生活が長期に及び被災者等に対する診療活動を実施するため、緊急対応仮設診療所機能を持ったd E R Uの全国的な整備を行い、d E R Uを拠点とする救護活動を推進する。

【d E R U整備状況】



【平成19年新潟県中越沖地震災害において救護活動中のd E R U (旧西山町役場前)】



ウ 災害情報の共有

日本赤十字社本社・各支部が横断的に共有すべき情報を標準化し、活動状況や備蓄物資等の情報を共通のシステムに集約した日本赤十字社災害救護情報システム（J-DIS）を活用し、災害時の被災全体像を迅速に把握し、医療救護や物資調達・搬送などを全国的かつ効率的に実施する。

【J-DIS画面イメージ（地理情報システムGISを活用することにより災害対策本部において各種災害情報の把握が視覚的に可能となる）】



## エ 防災ボランティア活動の環境整備

防災ボランティア活動に関する人材育成や活動支援方法について検討するとともに、防災ボランティアに対するこころのケアの普及を行うなど防災ボランティア活動の充実・強化を図る。

## オ 災害派遣医療チームとの協働活動

災害時の重篤患者の救命と被災地における医療を支援するために創設された災害派遣医療チーム（DMAT）との協働活動を円滑に進めるため、DMATの専門的な訓練を受けた救護班要員の養成を促進するとともに、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化する。

【DMATと協働する日本赤十字社救護班（平成18年政府総合防災訓練）】



## （2）災害被害を軽減する国民運動への取り組み

災害被害を軽減するため正確な防災知識や応急手当の普及を通じて国民一人ひとりの防災意識を高め、日ごろからの災害への備えを促す国民運動に取り組む。企業への減災意識の働きかけや高齢者等災害時要援護者への支援を促進し、社会全体の防災力向上に取り組む。

## （3）国民保護法に基づく救護体制の整備

日本赤十字社国民保護業務計画に定めた有事における救護体制を整備するため、NBC（核、生物剤、化学剤）にかかる除染のための資機材の配備、職員・ボランティアへの国際人道法の普及、外国人の安否調査体制の構築に努める。

【NBC災害を想定した除染訓練】



### 3 社員制度の再構築

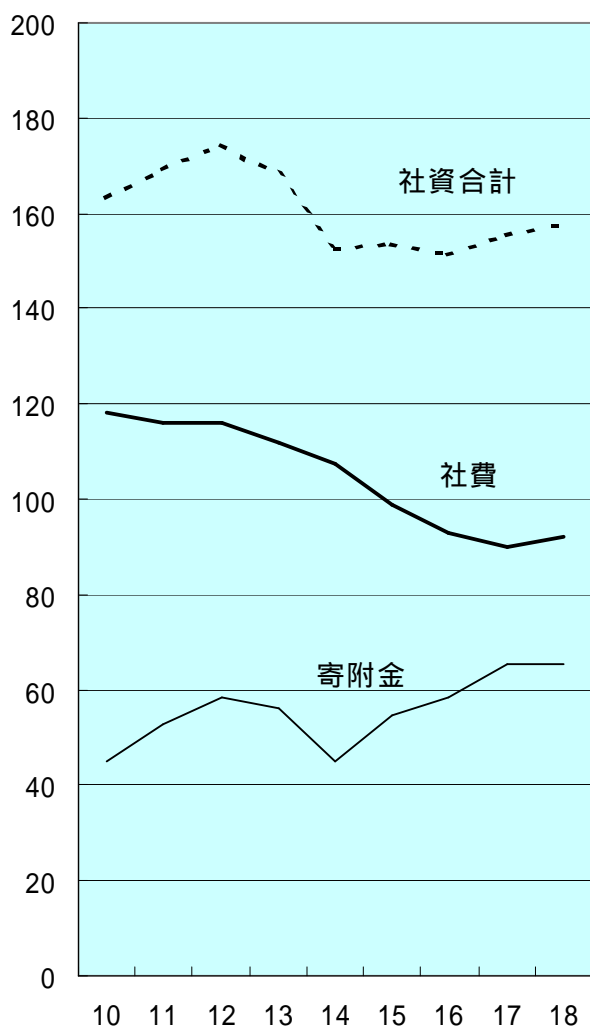
#### (1) 新たな社資募集方式の推進

これまでの町内・自治会及び赤十字奉仕団等の戸別訪問による社資募集を基盤としつつ、これを補完する仕組みとして、平成18年度から実施している銀行等からの口座自動振替方法による社員募集、クレジットカードやコンビニエンスストア払い等による寄付金募集の普及拡大を図るとともに、全社的広報活動を推進し、減少傾向にある社資収入の増強に努める。

#### ア 個人及び法人社資額の推移

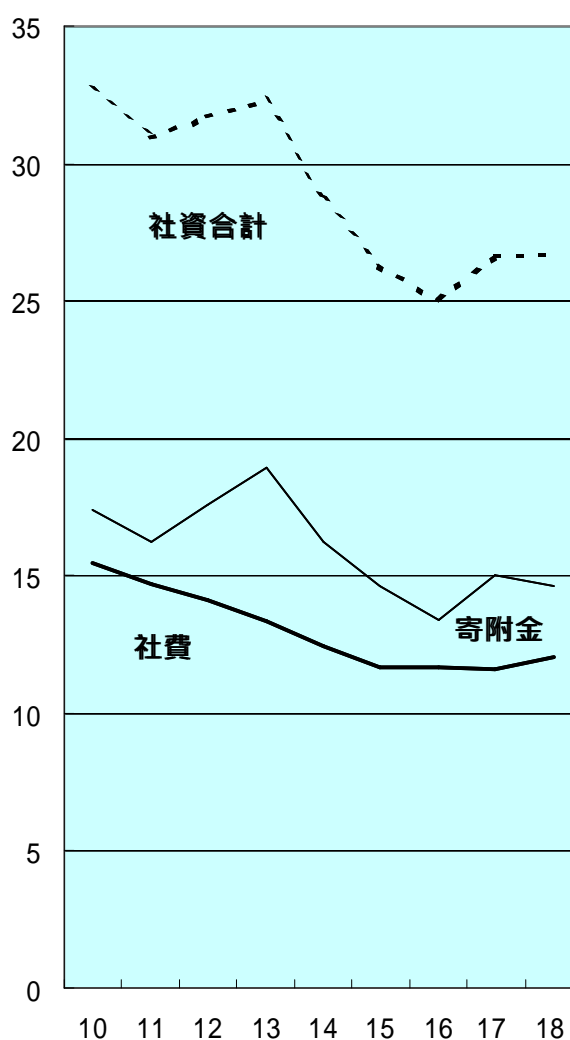
【個人社資額（海外救援金を除く）】

(億円)



【法人社資額（海外救援金を除く）】

(億円)



## イ 銀行等からの口座自動振替方法による社費

区分	社員加入者数	社費年額
平成18年度	5,274人	124,290千円
平成19年度 (11月末現在)	3,185人	77,080千円
合 計	8,459人	201,370千円

## ウ 本社ホームページからの申込みによる寄付金

区分	クレジットカード	コンビニエンスストア	合 計
平成18年度	10,810千円 (502件)	1,500千円 (116件)	12,310千円 (618件)
平成19年度 (11末日現在)	11,510千円 (838件)	2,410千円 (187件)	13,920千円 (1,025件)
合 計	22,320千円 (1,340件)	3,910千円 (303件)	26,230千円 (1,643件)

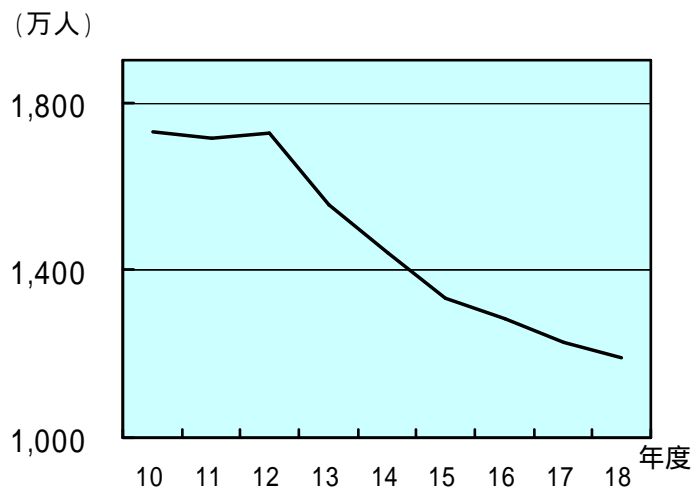
### (2) 法人社員への対応強化

海外での大きな災害に対する救援金を除くと、法人社資額が漸減傾向にあることから、本社と支部の勸奨対象法人の取り扱い区分を明確に定め、勸奨活動を実施するとともに、企業の社会貢献活動との連携に取り組み、法人社員の確保と社資の増強を図る。

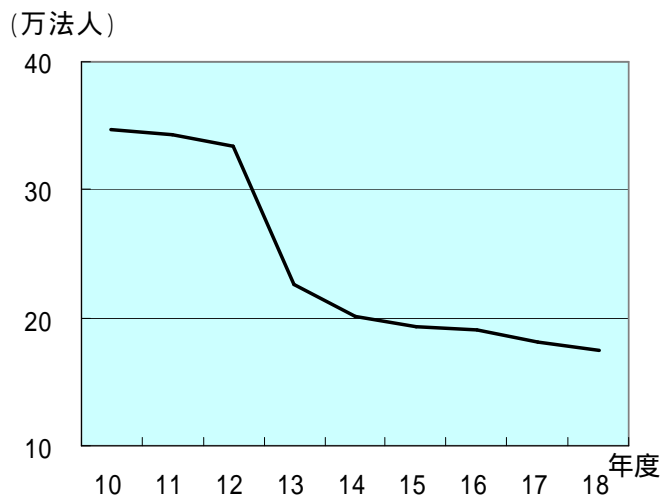
### (3) 社員管理の徹底

社員への加入意思の確認により、社員と寄付者の区分の明確化を図るとともに、毎年1,000円以上の社費を拠出いただいている社員については、地区・分区からの社員情報の提供を受け、各支部において適切に社員管理を行う。

【個人社員数】



【法人社員数】



## 4 地区・分区における赤十字事業の活性化

地域のニーズに基づき赤十字活動をきめ細かく実施するためには、地域の第一線である地区・分区と連携して、地区・分区事業を活性化することが求められる。このため、モデルとなる活動を行う奉仕団に対して助成を行うとともに、地区分区交付金を積極的に活用することによって、赤十字奉仕団等による地域住民を対象とした赤十字らしい活動の実施を促進する。

## 5 救急法等講習普及事業の強化

命を守り、健康で安全な生活を送るために、一般市民への一次救命処置の普及が求められることから、救急法等5つの講習について普及促進方策や体制などの強化・改善を図り普及を拡大する。

また、アジア・太平洋地域の赤十字・赤新月社に対して救急法指導員の派遣などを行い、当該社の救急法講習普及事業を支援する。

### (1)講習会の実施

全国の支部において、計画的に講習会を実施するとともに、教材・資材を整備する。救急蘇生ガイドラインに基づく心肺蘇生法の内容を組み入れた新たな救急法講習の全国的な普及を推進する。

### (2)災害時の高齢者支援に関する知識と技術の普及

近年の自然災害等においては、高齢者が被災者となることが多いことから、避難所生活の不安を軽減し、自立した生活を支援するため、平成19年度から引き続き、「災害時の高齢者支援に関する家庭看護法講習」の積極的な講習展開を図る。

### (3)自動体外式除細動器の配備

自動体外式除細動器(AED)の配備については、平成17年度から3カ年計画により、本社及び支部の救援車両、血液センター、献血ルーム、移動採血車に配備してきたが、さらに、ニーズを踏まえてAEDの配備に取り組んでいく。

【AEDを学ぶ受講者】



#### (4) 家庭看護法普及促進方策の見直し

家庭看護法の受講者数が年々減少傾向にあることから、その問題点を探り、高齢者のニーズにこたえる講習を開催する。

#### (5) アジア・太平洋地域における救急法講習普及事業の支援

平成16年度から実施している東チモール赤十字社の救急法講習普及事業の支援を継続して行う。

平成19年度から支援を開始したカンボジア赤十字社、ミャンマー赤十字社に対する正しい応急手当の知識と方法を普及するための技術的支援、講習普及体系に関する助言、講習資機材の整備等についても継続して取り組む。

#### 【カンボジア赤十字社の救急法の様子】



## 6 赤十字ボランティア活動の活性化

### (1) 研修体制の充実・強化

赤十字奉仕団の活動を推進する上で、活動の牽引役であるリーダーの養成が不可欠であることから、「赤十字ボランティア・リーダー研修会」を開催するほか、支部における研修体制を充実・強化するために「支部指導講師研修会」を開催する。

#### 【ボランティア養成研修】



### (2) 活動情報の共有化とモデル活動に対する財政支援

赤十字奉仕団の活発な活動事例をまとめた「赤十字奉仕団活動事例集」を作成し、広く奉仕団間での活動情報の共有化を図るとともに、モデルとなる活動を行う奉仕団に対して助成を行い、赤十字奉仕団活動の拡充と普及を図る。

#### 【モデル奉仕団と活動の普及】



### (3) 特殊奉仕団の活性化と連携強化

将来の赤十字奉仕団活動を担う世代である青年奉仕団の増強と活性化に努めるとともに、青少年赤十字や各種奉仕団との連携を強化する。

また、特殊奉仕団については、防災ボランティア活動を中心にその特性が発揮できるように努めるとともに、青少年赤十字や各種奉仕団との連携を強化する。

## 7 青少年赤十字の拡充

### (1) 青少年赤十字モデル校支援

全国で青少年赤十字モデル校10校を指定し、2年間に渡ってその活動へ助成金を交付するとともに、優良活動をまとめた事例集を作成し、支部を通じて全国の加盟校・未加盟校へ紹介する。

【小学校：校区での清掃活動】【中学校：地域の方へ講座開設】【高等学校：赤十字救急法基礎講習会】



### (2) 指導者やメンバーの養成、関係会議・研究会の開催

全国の高校生メンバーの中から、100名を対象とし、青少年赤十字活動を推進するリーダーを養成するスタディー・センターを開催する。各支部においては、開催するトレーニング・センターや指導者対象研修会を充実させるとともに、本社主催の指導者及び指導主事対象研修会へ積極的に参加する。

### (3) 資料・教材の発行や開発

多忙を極める学校現場が、青少年赤十字活動に取り組みやすくなるよう、各活動別指導案と活動時の指導要領をまとめた具体的な活動の手引書を作成する。

#### 【青少年赤十字の資料】



#### (4) 海外の青少年赤十字活動の支援

全国の青少年赤十字メンバーが集めた資金等を活用して、平成15年度より、アフガニスタン、バングラデシュ、モンゴル、ネパール及びフィリピンの姉妹赤十字社と協力し、取り組んでいる青少年に対する文房具、スポーツ用品の配布や、児童・生徒の教育及び衛生環境の改善などの、青少年赤十字活動を継続して実施する。

また、インドネシア及びスリランカにおいてもスマトラ島沖地震・津波災害復興支援の一環として、教育等支援事業を継続実施する。これらの事業を通じて日本の青少年赤十字メンバーが同年代の青少年の直面する紛争、災害、貧困、衛生等の様々な問題に気付き、理解を深め、自ら取り組める支援について考えるとともに、事業実施地域への訪問や手作りのアルバムの交換等による交流を推進する。

対象国	支援内容
アフガニスタン	・文具セット（筆記用具、ノート等） ・スポーツ用品セット（サッカーボール等） ・教育・衛生環境の改善、青少年赤十字活動支援 ・飲料水供給事業（ ）
バングラデシュ	
モンゴル	
ネパール	
フィリピン	

### 8 地域ニーズに即した福祉事業の推進

急激に進む少子・高齢化や人口減少に対応して、地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業や自然災害時に高齢者を地域で支援する取り組みを推進する。地域ニーズに対応したメニューを用意して、ボランティアの受入れ体制の充実を図る。

#### (1) 赤十字の特色を活かした地域福祉活動の推進

##### ア 地域における子育て支援事業の実施

親の育児不安やストレス、児童虐待等の社会問題が顕在化し、育児相談・支援等の重要性が増していることから、赤十字の児童福祉施設を中心に、赤十字奉仕団によるボランティア活動、幼児安全法講習及び「子育て教室」の開催等、広く地域に開かれた子育て支援事業を引き続き実施する。

##### イ 災害時高齢者に対する支援

自然災害等による人的被害の多くが高齢者であることを踏まえ、地域赤十字奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによる地域高齢者生活支援活動として、緊急時の安全確認等の防災活動を積極的に推進する。また、赤十字の老人福祉施設を中心に、災害時における高齢者を支援するのに必要な技術を提供することを目的とした、家庭看護法講習会を実施する。

## ウ ボランティアの受入れ体制の充実

利用者の生活の質を高め、施設や利用者と地域を結びつける役割を担うボランティアを社会福祉施設に積極的に受入れる。支部との連携を図りながら、赤十字奉仕団活動事例集等を参考に、地域ニーズに対応したメニューを用意してボランティアの受入れ体制の充実を図る。

## 9 社会福祉施設における質の高いサービスの提供

社会福祉施設において、利用者の視点に立った質の高いサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備、第三者評価及び赤十字社会福祉施設機能評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成を図る。また、赤十字乳児院の施設運営を強化するため、経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点として、その公共性、公益性を発揮した取り組みを行う。

### (1) 苦情処理制度の整備、第三者評価による業務の改善及び赤十字の機能評価の実施

社会福祉施設において、第三者評価機関からの評価を積極的に受審するとともに、赤十字施設の特色を発揮した事業の充実を図るため、赤十字社会福祉施設の機能評価を実施し、質の高いサービスを提供するための業務改善に継続して取り組む。また、第三者からなる苦情解決相談員の配置をはじめとする苦情処理制度の整備を図るとともに、サービス水準の点検評価を行う。

### (2) 職員の資質向上のための研修実施

保育士、介護福祉士等の福祉職をはじめとする職員に対して、施設内研修を計画的に実施するとともに、施設外研修への参加の機会を設けて、職員の資質の向上を図り、福祉サービスの質を高め、入所者・利用者からの信頼を得ることに努める。

### (3) 赤十字乳児院の施設運営強化

平成19年度において「赤十字乳児院のあり方検討会」を開催して、今後の目指すべき乳児院のあり方及び具体的施策等を検討した。

検討結果に基づき、各施設において経営改善・業務改善計画を立案し、運営強化を図る。

#### 【里親研修会（秋田赤十字乳児院）】



## (4) 広尾地区における社会福祉施設整備事業の実施

高齢社会への対応として日本赤十字社医療センター、日本赤十字看護大学及び渋谷区と有機的な連携を持たせた介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者支援施設を平成23年度を目途に広尾地区に整備する。そのため、東京都及び渋谷区と所定の事前協議を行うとともに、近隣住民に対する事業計画の説明会等を実施して施設整備の基本設計を完成させ、実施設計に着手する。

### 10 選ばれる病院を目指す赤十字医療施設の運営

国の医療制度改革が進められる中で、医療費適正化政策が継続され、医療施設特別会計は、昨年度も多額の赤字決算となっている。平成20年度の診療報酬改定においては4回連続のマイナス改定(本体部分のみ0.38%引き上げ)となり、赤十字医療施設を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続くと予想される。急性期、慢性期等の医療機能の分化をはじめ、より効率的かつ健全な医療施設運営を行い、患者はもとより、医師・看護師が不足する中、職員からも「選ばれる病院」を目指す。

#### (1) 赤十字医療施設の特色発揮と機能強化

「赤十字病院の赤十字としての機能に関する自己評価」を3年間実施したところであり、その結果に基づいて支部との連携のもとで改善を図り、国内外の医療救援のさらなる強化等赤十字の特色を発揮した病院運営を推進する。

公的医療機関として救急医療、がん診療、小児医療、へき地医療などの政策的医療に積極的に協力する。また、地域の中核医療機関として、質の高い医療を効率的に提供するため、医療機能の分化と連携等、国が目指す医療提供体制に的確に対応した医療施設運営を行う。

#### 【ドクターズカーにおける救急医療現場】



#### (2) 赤十字医療施設経営の健全化

厳しい病院経営環境において、診療報酬改定に適切に対応した運営を行い、赤十字医療施設が効率的かつ安定的に機能を発揮できるよう経営体質を強化する。

平成19年度の医療施設特別会計規則改正の内容に応じ、経営分析能力、財務管理能力等の医療施設の経営管理に関する能力の向上を推し進めるとともに、新たに導入されるキャッシュ・フロー計算書により、複式簿記上の損益の状況だけでなく、資金の増減についても正確に把握し、健全な経営を実行する。

### (3) 医療制度改革等への対応

第5次医療法の改正や診療報酬の改定を踏まえて、患者への医療の情報提供の推進、医療計画制度の見直しによる医療機能の分化・連携等に的確な対応を行う。また、診断群分類別包括評価(DPC)は、医療の品質管理及び医療情報の標準化を進める上で有効であることから、急性期型の医療施設において導入を進める。医療のIT化については、オーダリング、画像診断、調剤管理を統合する形での電子カルテシステムの導入など進展が目覚ましいところであるが、過剰な投資にならないよう病院の採算ベースに合わせて適切な導入を進めるとともに、医療の質の向上や経営改善に役立つ形でのシステム運用を行う。

#### 【電子カルテの導入】



### (4) 安全・安心な医療提供体制の構築

本社と医療施設が連携して、医療事故等事例の分析・再発防止対策の立案と周知を図るとともに医療安全担当者の知識・技能を向上させて、医療安全管理体制の強化・充実に取り組む。各医療施設においても医療安全推進室と各部署が連携して、医療事故や院内感染の防止に努め、安全・安心な医療の提供に努める。

#### 【医療事故防止の取り組み】



### (5) 医療に携わる人材の育成と確保

平成19年度から設置を進めている教育研修推進室が中心となって各医療施設の教育機能を高め、職員の教育・研修を計画的に進め、安全・安心な医療を提供できる人材を恒常的に確保する。

特に、赤十字事業に貢献できる質の高い臨床医を育成・確保するため、各医療施設の研修環境を整備し指導体制を強化するとともに、医療施設が連携して研修プログラムの充実に取り組む。

また、医師確保の困難な医療施設に医師の派遣を行うため、退職医師等登録・紹介システムの普及を図るとともに、医師派遣拠点病院からの支援策を継続する。さらに、女性医師等が働きやすい環境の整備を進めるとともに、女性医師の再就業のための研修の受入れを行う。

## 1 1 質の高い赤十字看護師の養成・確保

各医療施設の機能に見合った看護サービスを提供するために、より質の高い看護師の配置に努めていく。また、看護教育において、医療や救護の現場で活躍する看護師を養成するとともに、教育の質向上及び学校運営の効率化を図っていく。

なお、平成15年度より休校中の大阪赤十字助産師学校については廃止することとし、今後は大学・大学院において助産師を養成していく。

また、自然災害の多い東南アジアの国々の災害看護教育を支援する。

### (1) 看護職員の確保と質の向上

良質な看護職員の確保のために、広報活動の充実、労働環境や教育環境の整備等による離職防止、潜在看護師の再就職促進のため研修会の開催等に取り組む。また、個々の看護師のキャリア開発を推進し、看護実践能力を高めていく。

### (2) 赤十字看護教育の質の充実

医療の高度化等の社会の変化に対応できる看護師教育の充実をはかるために、学校の自己点検の実施及び結果の公表並びに第三者評価の導入を推進する。また、より良い学生の確保のため、積極的な広報の実施等を行う。

### (3) 海外における災害看護教育の普及

スマトラ島沖地震・津波災害被災者復興支援事業の一環として平成18年度からインドネシア赤十字社に協力して行っているバンドアチェの看護学校教育支援事業を通じて災害看護教育の普及を継続して実施する。

【看護専門学校における看護技術演習】



【インドネシアの教員による災害看護の授業】



## 1.2 安全な血液事業の推進

安全な血液製剤を安定的に供給するため次の点に留意して事業運営にあたる。

### (1) 採血及び供給計画

国（厚生労働省）及び都道府県と協働して、全国の赤十字血液センターにおける採血及び輸血用血液、血漿分画製剤の供給を実施する。採血及び供給計画は次のとおりである。

【平成20年度採血・供給計画】

	平成18年度 実績	平成19年度 見込	平成20年度 計画	見込増減率 (%)
採血数(本)				
200mL	789,464	554,918	446,160	19.6
400mL	2,794,513	2,919,995	3,033,710	3.9
成分	1,399,032	1,415,698	1,564,225	10.5
計	4,983,009	4,890,611	5,044,095	3.1
輸血用血液製剤供給数(単位)				
全血	3,241	1,957	1,619	17.3
赤血球	5,813,443	5,860,774	5,898,833	0.6
血漿	2,672,697	2,842,319	2,633,213	7.4
血小板	7,695,949	7,813,692	7,957,246	1.8
計	16,185,330	16,518,742	16,490,911	0.2
血漿分画製剤供給数(換算本数)				
アルブミン(本)	450,895	450,303	496,744	10.3
抗HBsグロブリン(本)	449	519	535	3.1
クロスイトM(本)	91,026	88,121	88,840	0.8
ポリグロビンN(本)	18,716	62,897	101,806	61.9
原料血漿確保量(L)	928,823	942,797	1,000,000	6.1

血漿分画製剤の換算方法

- ・アルブミンは、25%50mLに換算
- ・抗HBsグロブリンは、1000単位5mLに換算
- ・クロスイトMは、1000単位に換算
- ・ポリグロビンNは、2.5g / 50mLに換算

### (2) 献血者の確保対策

少子高齢社会により献血者が大幅に減少する現状に対応し、血液製剤を安定的に供給できるよう若年者層献血者の確保及び献血協力組織の育成を図るため次の対策を進める。

ア 青少年等の献血ふれあい事業として、小学生、中学生、高校生(保護者を含む)を対象として、血液センターや献血バスの見学及びスライド等による血液及び献血についての講習を行う。

イ 若年層献血セミナー事業として、高校生及び大学生、30歳未満の社会人を対象として、献血セミナー等を開催し、事業紹介や血液の重要性、必要性を説明することで、献血への理解と協力を求める。

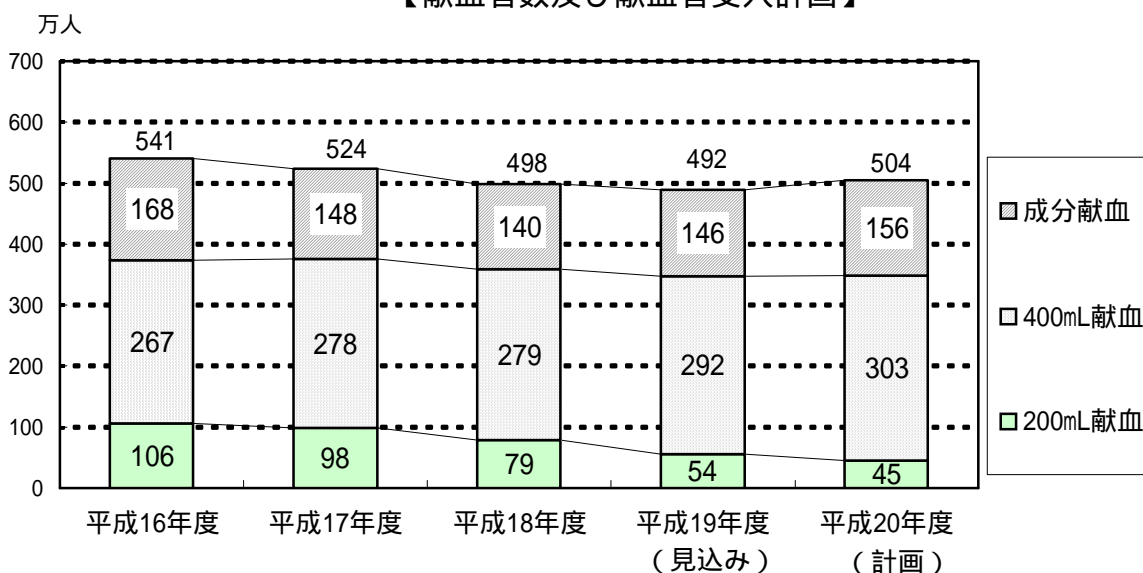
ウ 献血協力組織育成研修事業として、献血協力団体、献血推進団体及び学生ボランティア団体等との連携を強化するため、全国規模の研修会・交流会を開催し、献血協力団体の育成と相互連携の強化を図る。

エ 献血協賛企業活動推進事業として、企業・団体の献血協力活動をより広く社会に認知させる一方策として作製された「献血サポーター」(ロゴマーク)の活用を広めるとともに、企業・団体による新たな献血協賛を推進する。

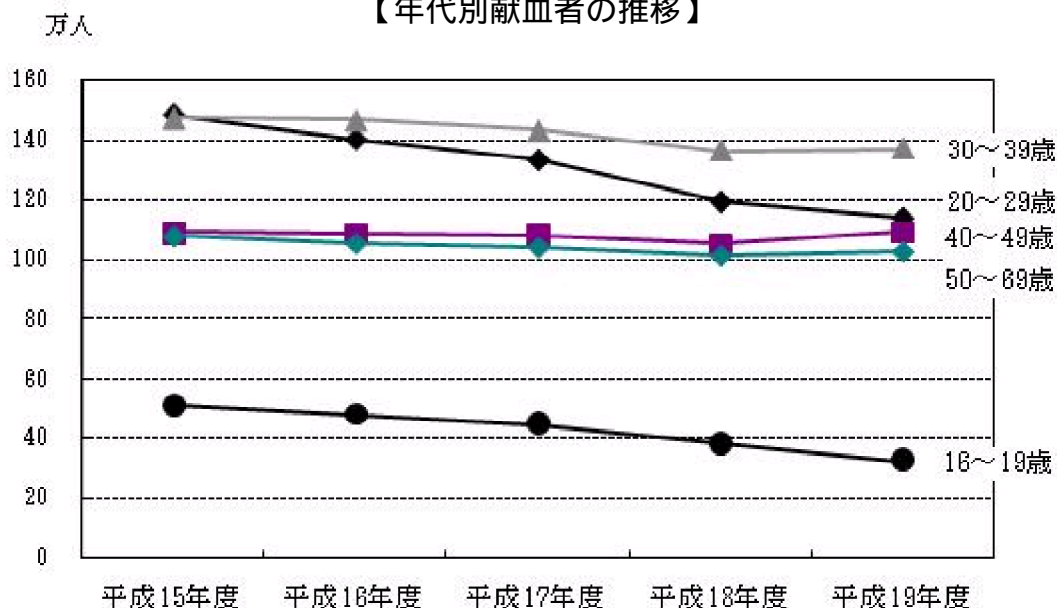
オ 現在、献血者への感謝の気持ちとして、全献血者を対象に7項目の生化学検査と成分献血・400mL献血にご協力いただいた方を対象に8項目の血球計数検査を実施し、その結果をお知らせしているところである。

生活習慣病等の疾病構造が変化中、時代に即した献血者への検査サービスを目指し、検査項目の見直しを進める。

【献血者数及び献血者受入計画】



【年代別献血者の推移】



### (3) 輸血用血液製剤の安全対策について

輸血用血液製剤の安全対策については、献血受付時の本人確認、新鮮凍結血漿の6カ月貯留保管の実施、輸血用血液製剤の保存前白血球除去及び初流血除去等を今後も継続して取り組む。

#### ア 核酸増幅検査（NAT）の精度向上

現行使用する試薬の供給については契約期間が平成20年8月までであること、及び検査機器についても更新時期を向かえていることから、次期検査装置をNAT実施施設に整備し次期システムによる検査体制を構築する。

##### 【次期核酸増幅検査システム】



#### イ E型肝炎ウイルス（HEV）の疫学調査の実施

北海道地域内における献血者のHEV感染の実態について継続的に調査を行う。

#### ウ 新興感染に対する対策

国内でのウエストナイルウイルス(WNV)感染発生時の緊急避難的対応として、中央血液研究所を始めとしたNAT実施施設においてWNVのNATスクリーニングが実施できる体制を整備する。

#### エ 輸血副作用に対する対策

輸血関連肺障害（TRALI）に対する安全対策として男性由来に限定した新鮮凍結血漿の製造等の安全対策について実効性の観点も含め継続的に検討する。

#### オ 輸血用血液製剤の感染性因子の不活化技術の評価・検討

現在欧州にて治験中の新規不活化技術について日本赤十字社独自の評価試験を実施する。

#### (4) 効率的な事業運営の推進

平成19年度までに実施、完了した検査業務集約の状況を勘案し、製剤業務集約について、現在50カ所で行っている業務を20カ所程度に集約する方向で検討を行う。

また、全国3カ所で行っている核酸増幅検査実施施設のあり方についても検討するとともに、今後の血液事業を遂行するため機能に応じた血液センターの整備及び核酸増幅検査実施施設及び原料血漿貯留保管施設等、更なる安全性の向上と効率的運営を行うために必要な施設の整備を図ることとする。

#### (5) 健全財政の確立

平成20年8月を目途に集約化が完了する検査業務と合わせ、製剤業務についても更なる集約を推進し事業の効率化を図るとともに経費の削減に努める。また、各種安全対策に要する資金の確保、及び検査業務の集約に合わせた財政調整制度を実施する。また、平成18年度から3年間に亘り実施している経営改善指導については、当初の改善目標の達成に向けた指導を強化する。

### 1.3 広報体制の充実

平成19年度に活動を開始した広報戦略「もっとクロス！計画」において、広報活動における本社、支部・施設の連携強化を目指すとともに、職員の中に事業内容を国民に伝えようという広報マインドの醸成を図り、日本赤十字社全体の広報体制の整備に取り組む。同時に、平成19年度に引き続き広報特使による広報を展開し、日本赤十字社の認知度を高める。加えて、広報コンサルタントを活用しながら、メディア対応、広報資材の強化などにも取り組む。

#### (1) 本社、支部・施設の連携の強化

全国支部の広報担当者を対象とした研修会の開催、人材の育成を進めると同時に、全社的な広報戦略「もっとクロス！計画」において職員の広報マインドの醸成を図り、ホームページをはじめとする広報媒体の視覚的統一やミッションステートメントの発信など、日本赤十字社として統一された広報活動の実現に向けて本社、支部・施設が一丸となって取り組む。

#### (2) メディア対応の強化

メディア関係者との良好な関係作りに努めるとともに、ニュースリリースの発信や映像素材の提供を積極的に行う。その中で、国際赤十字情報の国内向け発信、国内事業情報の海外発信などに取り組んでいく。

### (3) 広報資材の強化

「赤十字新聞」、「赤十字の動き」について、本来の制作目的に沿った配布の実現を目指して、配布方法と必要数について調整を進める。また、平成19年度に運用を開始した全ての支部・施設で赤十字活動の画像を検索できるシステム（画像アーカイブシステム）の掲載内容を充実させ、広報資材制作への活用の幅を広げ、メディア等への画像データの提供にも努める。

### (4) 広報特使の活用

平成19年度に引き続き藤原紀香さんを広報特使に任命し、年間を通じてイベントに参加いただく。知名度の高い彼女が自分自身の言葉で社会に向けて赤十字からのメッセージを伝えることで、赤十字の社会における認知度を高め理解を深める。

## 1.4 人材の育成

事業を担う人材の育成を行い、職員の資質の向上を図るため、各種研修を長期的視野から計画的かつ継続的に実施する。

### (1) 新規採用職員研修

業務遂行に必要な基礎知識を習得させるとともに、参加者相互の赤十字職員としての一体感を広く醸成する。

### (2) 新任管理者研修

新たに任用された管理者について、幅広い視野に立った諸事業を推進する指導力及び運営管理の責任者としての自覚を養うために新任支部事務局長・施設長研修等を行う。

### (3) 幹部職員養成研修

将来各支部・施設の中核的立場でその任を果たすにふさわしい人材を育成するため、基幹部職員養成研修、中堅幹部職員養成研修を行う。

## 第4 施設設備整備計画

### 1 新規整備事業

平成20年度から新たに整備する事業の主なものは次のとおりであり、全体計画は別表のとおりである。

#### (1) 古河赤十字病院(病床数200床)移転新築工事

- ・規模 地上5階建塔屋1階付 延 15,450m<sup>2</sup>  
20年度予算計上額 27億5,235万円(総事業費 59億7,981万円)

#### (2) 安曇野赤十字病院(病床数321床)全面改築工事

- ・規模 地上6階建塔屋1階付 延21,300m<sup>2</sup>  
20年度予算計上額 14億8,871万円(総事業費 83億9,246万円)

#### (3) 沖縄赤十字病院(病床数319床)日本赤十字社沖縄県支部・病院・血液センター合同移転新築工事

- ・規模(病院部分) 地上7階建 延22,000m<sup>2</sup>  
20年度予算計上額 26億8,298万円(総事業費 97億579万円)

### 【平成20年度新規整備事業】

#### 平成20年度新規整備事業

支部・施設名	事業名	工期	平成20年度予算	事業費総額
盛岡赤十字病院	緩和ケア病棟増築工事	平成20年度	4億8,000万円	同額
古河赤十字病院	移転新築工事	平成20年度～21年度	27億5,235万円	59億7,981万円
長野赤十字病院	ライナック施設改修工事	平成20年度	8億円	同額
諏訪赤十字病院	更衣棟増築工事	平成20年度	1億9,893万円	同額
下伊那赤十字病院	健診センター増築工事	平成20年度	1億6,000万円	同額
福島赤十字病院	血管造影撮影室増築工事	平成20年度	1億5,000万円	同額
さいたま赤十字病院	変圧器等更新工事、電話交換機更新工事	平成20年度	1億3,400万円	同額
安曇野赤十字病院	全面改築工事	平成20年度～22年度	14億8,871万円	83億9,246万円
名古屋第二赤十字病院	ナースコール設備更新工事	平成20年度	1億2,160万円	同額
大津赤十字病院	外来棟改修及び立体駐車場増築工事	平成20年度	1億6,474万円	同額
熊本赤十字病院	太陽光熱発電設備整備工事	平成20年度	2億4,000万円	同額

沖縄赤十字病院	日本赤十字社沖縄県支部・病院・血液センター合同移転新築工事	平成20年度～21年度	26億8,298万円	113億4,761万円 (うち病院分97億579万円)
その他病院(79病院)	施設設備及び医療機器整備等	平成20年度	289億6,709万円	同額
日本赤十字社血漿分画センター	検体保管棟新築工事	平成20年度～21年度	2億5,000万円	3億円
日本赤十字社血液管理センター	検体保管棟新築工事	平成20年度～21年度	2億5,000万円	3億2,500万円
福岡県赤十字血液センター	N A T 検査施設整備	平成20年度	4億1,900万円	同額
	原料血漿貯留保管棟新築工事	平成20年度～21年度	4,500万円	15億円
その他血液センター(48センター)	施設整備及び機械備品整備等	平成20年度	57億7,405万円	同額
松江赤十字乳児院	移転新築工事	平成20年度	2億3,627万円	同額

## 2 継続整備事業

平成20年度以前から実施し、継続して整備する事業は別表のとおりである。

### 【平成20年度継続整備事業】

#### 平成20年度継続整備事業

支部・施設名	事業名	工期	平成20年度予算	事業費総額
北海道支部	支部社屋新築工事	平成19年度～20年度	5億3,004万円	5億6,449万円
埼玉県支部	支部社屋移転新築工事	平成19年度～21年度	3億3,540万円	8億1,200万円
千葉県支部	支部社屋移転新築工事	平成19年度～21年度	9億2,500万円	15億3,475万円
神奈川県支部	支部社屋新築工事	平成19年度～21年度	2億9,937万円	19億7,475万円
日本赤十字社医療センター	全面改築工事	平成17年度～21年度	56億4,506万円	363億1,880万円
旭川赤十字病院	病棟等増改築等工事	平成18年度～21年度	33億280万円	87億2,500万円
大森赤十字病院	全面改築工事	平成19年度～22年度	63億1,616万円	111億7,293万円
名古屋第一赤十字病院	全面改築工事	平成16年度～21年度	100億3,495万円	263億2,408万円
日本赤十字社和歌山医療センター	新棟建設及び既存棟改修工事	平成18年度～22年度	74億1,300万円	276億6,820万円
松江赤十字病院	全面改築工事	平成17年度～21年度	12億2,304万円	110億9,263万円
三原赤十字病院	病棟等増改築及び既存棟改修工事	平成19年度～21年度	23億1,650万円	42億361万円
熊本赤十字病院	病棟等増築及び改修工事	平成19年度～20年度	9億2,400万円	13億円
大分赤十字病院	病棟等増改築等工事	平成17年度～20年度	10億8,787万円	26億297万円
千葉県赤十字血液センター	移転新築工事	平成19年度～20年度	5億800万円	8億2,000万円
広尾地区社会福祉施設整備	新設工事	平成19年度～22年度	1,621万円	31億8,548万円